

氏名	志田 淳子
学位の種類	博士(看護学)
学位記番号	第3号
学位授与年月日	平成27年3月19日
学位授与の条件	学位規程第3条第3項該当
学位論文題目	高等学校の保健体育で展開できる女子高校生の子宮頸がん 予防行動意図を高める教育プログラムの開発
論文審査委員	主査 操 華子 副査 原 玲子, 山田 嘉明

論文の要旨

【目的】

高等学校(以下、高校)の保健体育(以下、保健)で展開できる、女子高校生の子宮頸がん予防行動意図を高めることを目標にした教育プログラム(以下、プログラム)を開発し、その有効性を検証することを本研究の目的とした。

【方法】

本研究は、1) 東北地方A県内の全63高校に勤務する206名の保健体育を担当する教諭(以下、教諭)を対象とした保健の授業における子宮頸がん予防教育の実態と教諭の意識を明らかにするための自記式質問紙調査、2) A県内16高校に在籍する女子高校生(以下、高校生)2,158名(1年生1,123名、2年生1,035名)を対象とした子宮頸がん予防行動における行動意図と関連要因の検討を目的とした自記式質問紙調査、3) プログラムの開発、4) 1校の県立高校に在籍する1年生女子95名を対象とした、開発したプログラムの有効性の検討を目的とした準実験研究の4つで構成した。

本研究は、宮城大学看護学部・看護学研究科倫理委員会の承認を受けて実施した。

【結果】

保健の授業における子宮頸がん予防教育の実態と教諭の意識に関する調査から、子宮頸がんの授業を実施している教諭は33.3%と少ない一方で、授業の必要性への意識は89.6%と高く、開発する教育プログラムに対する教諭のニーズが高いことを確認した。高校生の子宮頸がん予防行動における行動意図と関連要因の検討を目的とした調査の概念枠組みは、保健信念モデルと合理的行動理論を用いて作成した。その結果、高校生の行動意図の得点(以下、行動意図)は低く、関連要因として「子宮頸がん検診の重要性と効果の認識」「子宮頸がん予防行動の障害となるもの」「子宮頸がん予防行動をとることについての主観的規範」「子宮頸がん予防行動を促す身近な人の行動」が明らかになった。共分散構造分析の結果、最も適合度の高いモデルをプログラムにおける概念枠組みとした(GFI=.901, AGFI=.926, CFI=.926, RMSEA=.046)。上述の2つの調査結果、高等学校学習指導要領保健体育編、教諭との意見交換などを踏まえ、「高校生が子宮頸がん予防に関する知識を獲得し、プログラムに主体的に参加することにより、『子宮頸がんを予防するために行動していこう』という意識を高めることができる」ことを教育目標とするプログラムを開発した。プログラムは保健の授業50分×5コマを標準の学習時間とし、講義とワークショップによる展開とした。

開発したプログラムの有効性の検討を目的とした準実験研究では、1年生女子95名にプログラムを実施し(実施群)、ワークシートの活用率、プログラムや教材の満足等は高かった(プロセス評価)。影響評価を検討するためにプログラム前・直後・3か月後に質問紙調

査を行った結果、直後の行動意図が統計学上有意に高まり、3か月後も維持できていた。プログラム実施後3か月の時点での効果を検討するために、開発したプログラムを受講していない同高校の2年生女子105名（未実施群）と比較を行った結果、実施群の行動意図は、未実施群よりも統計学上有意に高かった。

プログラムが年間の保健の指導計画に無理なく位置づけられることを確認した。

【結論】

女子高校生の子宮頸がん予防行動意図を高める上で有効である教育プログラムを開発した。さらに、本プログラムは、今後、保健の授業で保健体育の教諭による適用可能性についての示唆を得た。

審査結果の要旨

本学位論文の目的は、高等学校の保健体育の授業の中で展開可能な、女子高校生を対象とした子宮頸がんの予防行動意図を高めることを目的とした教育プログラムを開発し、その有効性を検討することであった。研究の実際のプロセスは、1) 高等学校に勤務する保健体育科教員を対象とした保健の授業における子宮頸がん予防教育の実態と保健体育科教員の意識を明らかにするための横断研究、2) 女子高校生2,158名を対象とした女子高校生の子宮頸がん予防行動における行動意図と関連要因の検討を目的とした横断研究、3) 教育プログラムの開発、4) 1校の高等学校において開発した教育プログラムの有効性の検討を目的とした縦断研究の4つで構成されていた。本研究で開発された教育プログラムは、高等学校学習指導要領保健体育編、高等学校までの保健の授業内容等をふまえており、そのプログラムの有用性、適用可能性については縦断研究の結果から示されている。論文提出者が開発した教育プログラムと同様のものが本邦には見当たらないこと、高等学校の保健体育科教員と協働して開発し、将来的には保健体育科教員が活用可能なプログラムを開発したことは、本論文のオリジナリティといえ、審査委員全員が高く評価をした点である。

この研究について対面審査の結果、以下の内容に関する指摘がなされた。①教育プログラムの開発プロセスにおける理論的背景と実際のプログラム内容との関連に関する記述で不明確な箇所があるので、明記すること、②関連文献に関する最新知見の裏付けが乏しいので、加筆をすること、③分析方法について可能な限り詳細に書き加えること、④統計学的解析結果の解釈について不明な点があり、確認をすること、⑤結果の記載で不備が見受けられるので、修正をすること、⑥開発した教育プログラムが高等学校の保健の授業に適用することが妥当であるとする考察について、その根拠をしっかりと示すこと、⑦教育プログラムの有効性を検討するために実施した縦断研究の項で使用されたコンピテンシーという用語について、その定義とともに関連文献を示す必要があること、⑧全体考察は、実際の研究のプロセス全体をふまえて述べること、などであった。その後、上記の指摘事項についての修正が確認された。

以上より、論文提出者は学位申請論文の内容および関連事項について十分な学識を有しており、提出された学位論文は既存の知識体系に新たな知見を与える新規性ならびに将来性が認められるものであることから、本論文は博士（看護学）の学位を授与するにふさわしいものであることを認めた。